【主要部分の日本語仮訳】
「仏暦２５４８年非常事態における統治に関する勅令」（非常事態令）
非常事態令第９条に基づく決定事項（第２２号）

昨年３月２６日付のタイ王国全土を対象とした非常事態宣言の発令および本年５月３１日までの同宣言の適用期間の延長に関し、非常事態令第９条及び仏暦２５３４年国家行政規則法第１１条に基づき、首相は一般的な決定事項、及び全ての当局職員の行動規則として、次のとおり発令する。

第１項　居住地外ないし公共の場における衛生マスクまたは布マスクの着用
人々の感染の予防と感染拡大状況の発生を防ぐため、居住地外ないし公共の場においては衛生マスクまたは布マスクを着用せしめ、保健省が推奨する正しい方法でこれらを着用するものとする。
着用していない者に対しては、当局職員による注意喚起や正しい着用の指示が行われ、右に従わない場合、感染症法に則した措置が執られる。

第２項　地域の決定
（１）最高度厳格管理地域　６都県（バンコク都、チョンブリ県、チェンマイ県、ノンタブリ県、パトゥムタニ県、サムットプラカン県）を、感染拡大の撲滅のための厳格な措置を適用する、最高度厳格管理地域とする。
（２）最高度管理地域　４５県を最高度管理地域とする。
（３）管理地域　２６県を管理地域とする。

第３項　最高度厳格管理地域における集団での活動
最高度厳格管理地域内における、２０名以上の活動を禁ずる。但し、４月１６日付決定事項第２０号第１項（２）（参照：https://www.th.emb-japan.go.jp/files/100177885.pdf　）に則して当局職員が許可を与える場合は、この限りではない。

第４項　最高度厳格管理地域における措置
（１）飲食店に関し、店内での飲食を禁じ、持ち帰り用の飲食物の販売のみ認めるものとし、営業時間を午後９時までとする。
（２）屋内の運動施設、ジム、フィットネスの営業を禁ずる。屋外の運動場や施設については、使用時間を午後９時までとし、無観客の場合に限り試合の実施を認める。過去に首相から実施の許可を受けた（観客ありの）試合については、当局が定める防疫措置に従った上で、実施を認める。
（３）百貨店、ショッピングセンター、コミュニティモール、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ナイトマーケット、路上販売ないし類似の販売形態については、４月１６日付決定事項第２０号の定めに従うものとする（注：百貨店、ショッピングセンター、コミュニティモールの営業時間は午後９時まで、コンビニエンスストア他の営業時間は午前４時から午後１１時まで）。
（４）外出を控え、越境移動を取り止め、域内に留まることを求める。

第５項　最高度管理地域および管理地域における措置

４月１６日付決定事項第２０号において定めた、それぞれの地域における措置に従うものとする。

第６項　勤務先以外での作業

当局および政府機関の責任者ならびに民間の事業者に対し、勤務先以外での作業を指示する、勤務先で作業する人数を減らす、勤務時間を短縮する等、事業に則した適切な方法をもって、少なくとも向こう１４日間、感染拡大の危険性を減らすための最大限の取り組みを求める。

以上の内容は、仏暦２５６４年（西暦２０２１年）５月１日以降適用される。

仏暦２５６４年４月２９日
プラユット・チャンオーチャー 陸軍大将 首相

（指定地域を明記した別表を含む官報原文（タイ語）：
http://www.ratchakitcha.soc.go.th/DATA/PDF/2564/E/091/T_0024.PDF ）

新型コロナウイルスに関するお知らせ（バンコク都告示（第２４号）の発表）

4 月 17 日、バンコク都は 4 月 18 日以降の適用であるとして、バンコク都内における閉鎖施設の追加規制に関する「バンコク都告示第 24 号」を発出しました。

概要は以下のとおりです。

１　以下の施設を追加で閉鎖せしめる。

・学校、補習校および全ての種類の教育機関の建物及び場所について、授業、試験、研修、諸活動を実施するための使用を禁ずる。

・但し、感染症法によって認められた活動、遠隔式の授業及び試験のため、支援、援助、養護のため、当局による公共の活動のための使用については、これを認める。

２　以下の施設は閉鎖措置を継続する。

・4 月 9 日付バンコク都告示第 23 号で閉鎖を指示した娯楽施設等。

・2 月 23 日付バンコク都告示第 20 号で閉鎖を指示した闘鶏や闘牛を行う施設等。

３　施設毎の措置

・飲食物の提供に関し、店内での飲食は午後９時までとし、持ち帰り用については午後１１時までとする。店内での酒類の提供は禁止する。店内の入場者数を制限する等、当局が定める防疫措置に則したものとする。

・百貨店、ショッピングセンター、コミュニティモール、ないし類似の施設は、入場者数を制限しつつ、営業時間を午後９時までとする。但し、ゲームセンター、遊戯施設は閉鎖せしめる。

・コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ナイトマーケット、路上販売は、営業時間を午後１１時までとする。従来２４時間営業を行っている施設については、営業開始時間を午前４時とする。

・競技場ないし運動施設、ジム、フィットネスは、営業時間を午後９時までとする。試合については、入場者数を制限した上での実施であれば、これを認める。

・集会、セミナー、宴会、食料配布といった感染拡大の恐れがある活動は、50 名未満であれば実施を認める。50 名以上 1,000 名未満の活動については、活動計画を提出の上で事前

に現地保健当局の許可を得るものとする。1,000 名を超える活動については、活動計画を提出の上で事前にバンコク都の許可を得るものとする。

・本件に違反する者に対しては、感染症法に基づき、1 年以下の禁錮ないし 10 万バーツ以下の罰金、もしくはその何れについても科される場合がある。

４　以上の措置は、4 月 18 日以降、別途の告示があるまで適用される。

（告示原文（タイ語）：
http://www.prbangkok.com/th/post/view/MDY1cDBzNnM0NHIyb3Ezc3E2NnEyNDk0cDRyOTQzcjQ3MjIzMg==　）

・在留邦人及び滞在者の皆様におかれては、引き続きマスク着用・手洗い・うがい等の励行に努め、感染予防に努めてください。なお、邦人の感染情報がありましたら、お手数ですが当館に御一報ください。

新型コロナウイルスに関するお知らせ（バンコク都告示（第 25 号）の発表）

・4 月 25 日、バンコク都は、4 月 26 日から 5 月 9 日までの措置として、バンコク都内における施設の一時的閉鎖に関する「バンコク都告示第 25 号」を発出しました。

・バンコク都は同日、外出時の常時マスク着用を義務付けるバンコク都告示を別途発出しています。本告示には罰則規定も含まれ、4 月 26 日から別途の告示があるまで適用されます。

・各告示の概要は以下のとおりです。

〇バンコク都告示第 25 号

1. 以下の施設を閉鎖せしめる。

・学校、補習校および全ての種類の教育機関の建物及び場所について、授業、試験、研修、諸活動を実施するための使用を禁ずる。（ただし、感染症法によって認められた活動、遠隔式の授業及び試験のため、支援、援助、養護のため、当局による公共の活動のための使用については、これを認める。）

・娯楽施設、パブ、バー、カラオケ及び類似施設

・個室付浴場

・入浴施設、サウナ施設

・闘鶏場、闘牛場、闘魚場等

・映画館、劇場

・ウォーターパーク、遊園地、動物園

・子どもの遊戯場、子ども用遊具

・スケート・ローラーブレード場及び類似施設

・スヌーカー場、ビリヤード場

・ボーリング場、ボードゲーム場

・ゲーム店、インターネット店

・公共プール及び類似施設

・フィットネス場

・展示場、会議場

・博物館、美術館、各種学習センター・文化センター、史跡関連施設、及び類似施設

・公共図書館、民間図書館

・託児所、就学前児童施設（ただし病院内託児所及び通常宿泊を伴う施設は除く）

・介護施設（ただし通常宿泊を伴う施設は営業可能）

・ムエタイ場、ムエタイジムを含む格闘技ジム

・刺青店、ネイル店

・ダンス場、ダンス教室

・体重管理・美容増進施設、美容医療クリニック

・健康増進施設（スパ、マッサージ店、美容マッサージ店）

・各種競技場

・演劇場、遊技場

・貸会議室・宴会場、及び類似施設

・美容室・理髪店は洗髪・カット・セットのみ可能で、店内で待機客を待たせてはならない。

・公園、植物園

・屋内・屋外のスポーツ施設、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ウォータースポーツ・レジャー施設（ただし、感染症法によって認められた活動、遠隔式の授業及び試験のため、支援、援助、養護のため、当局による公共の活動のための使用については、これを認める。）

2. 施設の管理に関する措置

・飲食店、コンビニエンスストア、屋台、フードコート、学食等は、（第 2 項（3）に該当する施設（注：コンビニエンスストア、スーパーマーケット、市場等）を除き、）午後 9 時まで店内飲食が可能とし、午後 11 時まで持ち帰り形態での飲食物の販売を可能とする。酒類の店内消費を禁ずる。

・百貨店、ショッピングセンター等は、午後９時までの営業を認める。ただし、ゲームコーナーや遊具は閉鎖する。

・コンビニエンスストア、スーパーマーケット、市場等は、午後 10 時まで営業を認める。ただし、従来 24 時間営業を行っている施設については、営業開始時間を午前 5 時とする。

・集会、セミナー、宴会、食料配布といった感染拡大の恐れがある活動は、20 名未満であれば実施を認める。20 名以上 1,000 名未満の活動については、活動計画を提出の上で事前に現地保健当局の許可を得るものとする。1,000 名を超える活動については、活動計画を提出の上で事前にバンコク都の許可を得るものとする。

3. 施設の閉鎖に関する規制に関し、例外的に営業が認められている施設では、関係者に別表が定める防疫措置を遵守せしめる。また、一時的閉鎖の対象となっていない施設や活動においても、体温測定、マスク着用、最低 1 メートルのソーシャルディスタンスの確保、石鹸による手洗い・アルコール消毒、清掃、個別の配膳、施設利用者の登録といった各種防疫措置を厳格に行わなければならない。

4. 本件に違反する者に対しては、感染症法に基づき、1 年以下の禁錮ないし 10 万バーツ以下の罰金、もしくはその何れについても科される場合があり、また非常事態令に基づき、2 年以下の禁錮ないし 4 万バーツ以下の罰金、もしくはその何れについても科される場合がある。

5. 以上の措置は、4 月 26 日から 5 月 9 日まで適用される。

（タイ語原文）

http://www.prbangkok.com/th/post/view/MDY1cDBzNnM0NHIyb3Ezc3E2NnEyNDk0cDRyOTQzcjQzMTQzMg==

〇外出時の常時マスク着用に関するバンコク都告示

1. バンコク都内においては、外出する際は毎回、衛生マスクまたは布マスクを正しい方法で着用せしめる。

2. 本件に違反する者は、感染症法に基づき、2 万バーツ以下の罰金が科される。

3. 以上の措置は、4 月 26 日から、別途の告示があるまで適用される。

（タイ語原文）

http://www.prbangkok.com/th/post/view/MDY1cDBzNnM0NHIyb3Ezc3E2NnEyNDk0cDRyOTQzcjQyMTQzMg==

・在留邦人及び滞在者の皆様におかれては、引き続きマスク着用・手洗い・うがい等の励行に努め、感染予防に努めてください。なお、邦人の感染情報がありましたら、お手数ですが当館に御一報ください。

新型コロナウイルスに関するお知らせ（バンコク都告示第２６号の発出）

・政府による「最高度厳格管理地域」への指定を受け、４月３０日、バンコク都は先に発令した「バンコク都告示第２５号」の内容を更新する「バンコク都告示第２６号」を発出しました。

・適用期間は、５月１日から５月９日です。

・告示のポイントは以下のとおりです。

・今後の発表等により変更の可能性もありますので、最新の情報収集に努めて下さい。

１　アルコール飲料を含め店舗での飲食を禁じ、持ち帰り用の飲食物の販売のみ認めるものとし、営業時間を午後９時までとする。

２　試合に向けたナショナル・チームの練習および４月２５日付バンコク都告示第２５号の第１項３５（１）～（３）（※注）といった感染症法に則して使用が認められた施設や活動を除き、運動場、運動施設、ジム、フィットネスを閉鎖せしめる。

屋外の運動場や施設については、使用時間を午後９時までとし、無観客の場合に限り試合の実施を認める。過去に首相から実施の許可を受けた（観客ありの）試合については、当局が定める防疫措置に従った上で、実施を認める。

（※注：感染症法によって認められた活動、支援、援助、養護のため、当局による公共の活動のための使用については、これを認める。）

３　コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ナイトマーケット、路上販売は、営業時間を午後１１時までとする。従来２４時間営業を行っている施設については、営業開始時間を午前４時とする。

４　上記に含まれない施設・活動については、４月２５日付バンコク都告示第２５号を準用する。

５　本件に違反する者に対しては、感染症法に基づき、１年以下の禁錮ないし１０万バーツ以下の罰金、もしくはその何れについても科される場合があり、また非常事態令に基づき、２年以下の禁錮ないし４万バーツ以下の罰金、もしくはその何れについても科される場合がある。

６　以上の措置は、５月１日から５月９日まで適用される。

〇告示原文

http://www.prbangkok.com/th/post/view/MDY1cDBzNnM0NHIyb3Ezc3E2NnEyNDk0cDRyOTQzcjQyODUzMg==

新型コロナウイルスに関するお知らせ（バンコク都告示第２７号の発出）

・５月７日、バンコク都は、先に発令した「バンコク都告示第２５号」及び「バンコク都告示第２６号」で定められていた施設の閉鎖や管理に関する措置の適用期間を５月１７日まで延長する「バンコク都告示第２７号」を発出しました。

・告示のポイントは以下のとおりです。

・今後の発表等により変更の可能性もありますので、最新の情報収集に努めて下さい。

１　「バンコク都告示第２５号」及び「バンコク都告示第２６号」で定められていた施設の閉鎖に関する措置の適用期間を５月１７日まで延長する。

２　「バンコク都告示第２５号」の規定が「バンコク都告示２６号」と規定と競合する場合には、後者を適用せしめる。

３　本件に違反する者に対しては、感染症法に基づき、１年以下の禁錮ないし１０万バーツ以下の罰金、もしくはその何れについても科される場合があり、また非常事態令に基づき、２年以下の禁錮ないし４万バーツ以下の罰金、もしくはその何れについても科される場合がある。

〇告示原文

http://www.prbangkok.com/th/post/view/MDY1cDBzNnM0NHIyb3Ezc3E2NnEyNDk0cDRyOTQzcjQ0OTczMg==

【海外からの入国者に対しての隔離期間に関しての状況(5 月 1 日以降)】

สถานเอกอัครราชทูต ณ กรุงสตอกโฮล์ม
Royal Thai Embassy, Stockholm

Extension of quarantine period to 14 days for all arrivals in Thailand

1. From 1 May 2021, all travelers who wish to enter Thailand will be required to undergo quarantine for **14 days** regardless of their country of origin or vaccination status.

2. Travelers who have obtained their Certificate of Entry (CoE) from the Embassy **prior to** 1 May 2021 and arrive **before** 6 May 2021 (arrive in Thailand on 1-5 May 2021) will be quarantined for 7 or 10 days, depending on their vaccination status. There is no need to apply for a new CoE.

3. Travelers who arrive in Thailand from 6 May 2021 onward will be quarantined for 14 days, whether or not you have already obtained a CoE from the Embassy. For those who already have a CoE, your quarantine period will be changed to 14 days automatically. The hotel will contact you to revise the quarantine package before your arrival in Thailand.

For more information, please call +46 8 588 04 250
Email: consular@thaiembassy.se
RoyalThaiEmbassyStockholm

5 月以降の、海外からタイ国への入国時の隔離規制に関してですが、4 月中は当初の隔離期間(14 日間)から 10 日間等に規制を緩和しておりましたが、ソンクラン休暇前後より急速な感染再拡大となり、5 月 1 日より改めて 14 日間の隔離を命じました。

また、インド型変異株が猛威を奮っているインドやパキスタン、バングラデシュからの直行便も現在は一時停止となっています。(自国民＝タイ国民は別、とのこと)

【タイ国内ワクチン接種状況等】

5 月 13 日(木)時点でのタイ国内ワクチン接種状況

全体計：2,040,363 名

1 回目接種済み計：1,395,130 名(本日接種者+22,753 名)

2 回目接種済み計：645,233 名(本日接種者+81,529 名)

・現状、タイ国内にはシノバック製とアストラゼネカ製のみ。

・7 月頃、ファイザー製が 1000 万~2000 万回分が輸入・FDA 承認手続き予定

・医療従事者や高齢者、持病持ちの方向けに優先的に接種

・タイ在住外国人もタイ国の無料接種計画に含まれることが決定したが、自国民が優先されるため、順番が回ってくるのはだいぶ先か。

・プーケット県は、7 月より(ワクチン接種済みの)外国人の隔離無しでの入国・観光を誘致する方向で準備中とのことだが、最低条件として、プーケット県のホテルや観光に関する従事者、その地域の住民のワクチン接種率が 70%以上に達していない限りは実施できないため、実質延期されると予想。

Vaccination coverage forecasts highlight rich-poor divide *(Estimated timing of 60-70% population coverage)*

Late 2021	Mid 2022	Late 2022	Early 2023 onward
Hong Kong	Australia	China	Bangladesh
Singapore	New Zealand	India	Cambodia
U.K.	Russia	Japan	Indonesia
U.S.	South Korea	Malaysia	Laos
	Taiwan	Thailand	Myanmar
		Vietnam	Pakistan
			Philippines

Forecasts as of April 22, 2021 *Source: The Economist Intelligence Unit*

添付データ 1

添付データ 1 のとおり、タイ国内にて国民全体の 60-70%にワクチンがいきわたるのは、日本と同時期の 2022 年末を想定しているため、現在の入国時の隔離措置が撤廃され、スムーズに出張・渡航できるようになるのはまだ来年以降か。

・タイ社会保険局は、各企業に 5 月 14 日 12:00 までに、従業員の COVID-19 ワクチン接種ニーズの確認・報告をおこなうよう指示。当社独自ヒアリングの印象としては、「現状、どこ産かを選べないのであれば接種したくない」との回答が過半数を占めている。

Sentiment toward vaccines varies widely

When a vaccine for the coronavirus becomes available, will you get vaccinated? *(Percentage of responses)*

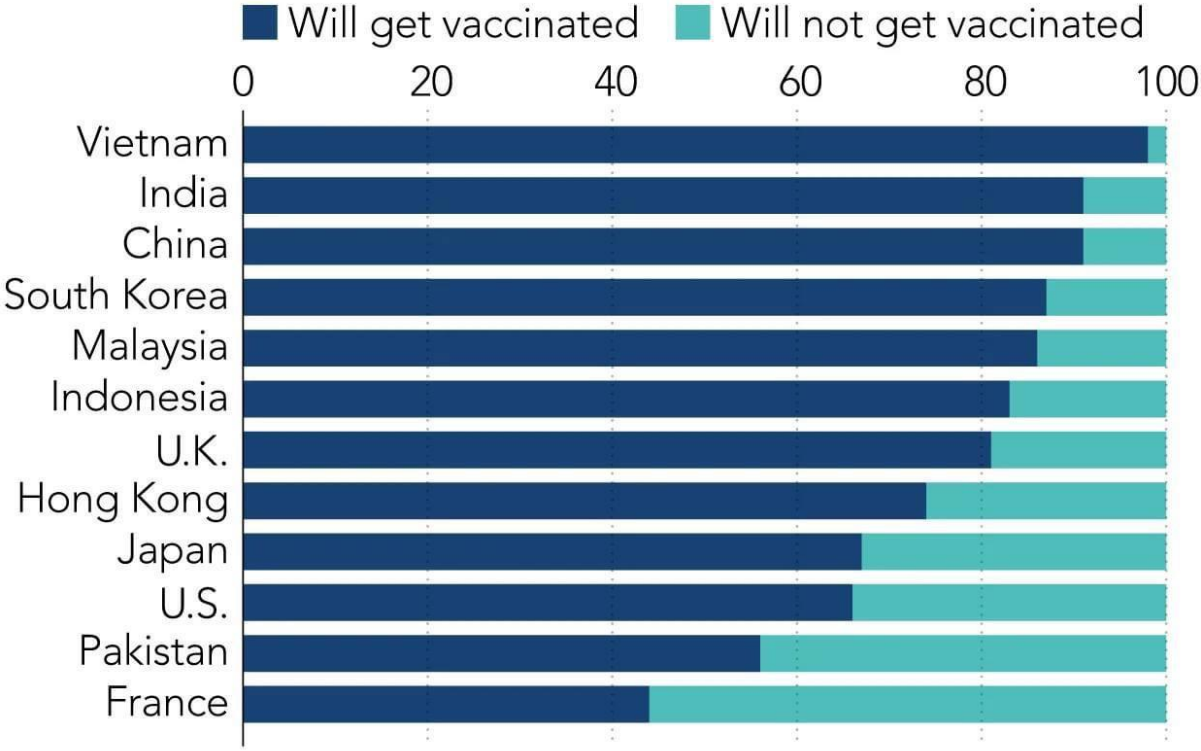

For selected locations; surveys conducted between Oct. 21 and Dec. 16, 2020, across 32 economies and 26,758 respondents; data collected by polling company ORB International and London School of Hygiene & Tropical Medicine
Source: The Lancet

参考データ 2